

会社法の議決権制限株式 の発行数の制限

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ3

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

無議決権株式などの議決権制限株式の発行数は、現行商法でも、制限されている。

会社法でも、一定の場合、その制限が残っている。

ただし、会社法の制限の仕方が現行商法と異なっているので注意が必要である。

1. 会社法上の議決権制限株式の発行数の制限

今年6月29日に成立した「会社法」においても、議決権制限株式の発行は可能とされている（会社法108条1項3号）。

議決権制限株式には、株主総会の決議事項すべてに議決権がないもの（無議決権株式）や、特定の事項についてのみ議決権があるものが存在する。

会社法には、この議決権制限株式につき、発行数の点で次のような制限が存在する。

<p>公開会社（注1）</p>	<p>議決権制限株式の数が発行済株式総数の2分の1を超える場合、直ちに、その割合を2分の1以下とする措置を取らなければならない。</p> <p>（なお、発行済株式総数の2分の1を超えて議決権制限株式を発行する場合であっても、会社側に上記の義務は生じるが、発行自体は有効とされる。）（注3）</p>
<p>株式譲渡制限会社（注2） （公開会社以外の株式会社）</p>	<p>議決権制限株式の発行数に制限を設けられていない。</p>

（注1）「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。この「公開会社」は、会社法2条5号で規定された用語である。



なお、次のレポート参照。

「新生『会社法』の気になる用語 Q & A (1)」(横山淳、2005.6.30 作成)

(注2) 「株式譲渡制限会社」という用語は、ここでは、公開会社以外の株式会社のことを指し示す用語として用いている。別の言い方をすれば、「株式譲渡制限会社」とは、すべての種類の株式が譲渡制限株式である株式会社のことである。この「株式譲渡制限会社」という用語は、会社法では規定されておらず、つまり用いられていないが、会社法制定に向けて、法務省の法制審議会が平成17年2月9日に公表した「会社法制の現代化に関する要綱」では用いられていた。人によっては、「非公開会社」と呼んだりすることもあるようである。

(注3) 現行商法では、株式会社では、議決権制限株式は、発行済株式総数の2分の1を超えて発行することができないとされている(現行商法222条5項)。しかし、この規制は、2分の1を超えて議決権制限株式を発行した場合、どうなるのかははっきりしていなかった。また、超えた部分が無効となるなどとすると、混乱の恐れもあると考えられた。これらの点が考慮されて、2分の1を超えて発行されても、とりえず有効とされることになったようである。

2 . 会社法上の趣旨

会社法で、議決権制限株式の発行数に制限が設けられているのは、議決権制限株式の発行済株式総数に対する割合が高くなりすぎると、少ない株式を有するものが実質的に会社を支配することになり、好ましくない場合があり問題だと考えられたからである。

しかし、株式譲渡制限会社の場合には議決権制限株式の発行数に制限が設けられていない。これは、株主間の人的なつながりが強い株式譲渡制限会社では、前記のような問題はあまり大きくないと考えられたのかもしれない^(注4)^(注5)。

(注4) 鳥飼重和(弁護士)他著「非公開会社のための新会社法」(2005年、株式会社商事法務)の169ページ参照。

(注5) 週刊経営財務 No.2723(平成17年5月30日号)掲載の秋坂朝則(法政大学大学院教授)著「徹底解説!会社法 第3回 株式の内容」参照。特に週刊経営財務の42ページの脚注参照。

最近刊行された、法務省立案担当官による書籍^(注6)の中では、株式譲渡制限会社の場合には議決権制限株式の発行数に制限が設けられていないことに関連して、次のような記載がある。

株式譲渡制限会社においては、経営に好ましくないものを排斥するために株式の取得を承認しないことさえ可能であるから、株式の取得を認めた上でその議決権を制限することについて制限を加える必要は乏しい。

(注6) 相澤哲(法務省民事局参事官)編著「一問一答 新・会社法」(2005年、株式会社商事法務)の57ページ参照。

この記事を筆者なりに解釈したところを簡単に述べると、次のようになる。

「株主としての経営の参加に一定の制約をかける方法として、議決権制限株式という仕組みや、すべての株式に譲渡制限をつけるという方法がある。どちらが強い制限かという点、株主になることさえも制限することができる後者の仕組みのほうが強い制限だといえる。となると、後者の仕組みを採用する株式譲渡制限会社において、より弱い制約ある議決権制限株式の仕組みを発行数の点などで制限しても、あまり意味がない。そこで、株式譲渡制限会社の場合には議決権制限株式の発行数に制限が設けられていない。」

3 . [参考] 現行法上の制限

現行の商法・有限会社法では、議決権制限株式の発行数の制限は次のようになっている。

株式会社	議決権制限株式は、発行済株式総数の2分の1を超えて発行することができない。
有限会社 <small>(注7)</small>	議決権等について定款で別段の定めをすることができることとされているが、持分の割合等による制限はない。

(注7) 現行の有限会社という会社類型は、会社法では、株式会社に統合された。現行の有限会社は、会社法の株式譲渡制限会社の一種であるといえる。